

子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約

この条約の署名国は、
子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収のため、国家間の協力を推進することを希望し、

成果の上がる手続であって、利用しやすく、迅速で、効率的で、費用対効果に優れ、反応がよく、かつ、公正なものが必要であることを認識し、

既存のヘーグ条約及びその他の国際的協定、特に 1956 年 6 月 20 日の扶養料の外国における取立てに関する国際連合条約の最も優れた特徴を基礎とすることを希望し、

情報通信技術の発展を活用するとともに、需要の変化及び技術の更なる発展が提供する新たな可能性に適合することができる柔軟な制度を創設することを志向し、

1989 年 11 月 20 日の児童の権利に関する国際連合条約第 3 条及び第 27 条の規定に従って、

- 子をめぐるすべての活動において、子の最善の利益が最優先されなければならないこと、
- すべての子がその身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のために十分な生活水準にある権利を有すること、
- 親又はその他の子について責任を有する者が、それらの者の能力及び資力の範囲内において、子の発達に必要な生活条件を確保することについての第一次的な責任を有すること、
- 国は、親又はその他の子について責任を有する者から、特にそれらの者が子と異なる国に居住する場合において、子の扶養料の回収を確保するため、国際的合意の締結を含め、すべての適当な措置をとらなければならないこと、

を想起し、

この条約を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第 1 章 目的、適用範囲及び定義

第 1 条 目的

この条約の目的は、特に次のことにより、国際的な子及びその他の親族の扶養料の実効的な回収を確保することにある。

- a) 締約国の当局間の協力に関する包括的な制度を創設すること。
- b) 扶養に関する決定の申立てを可能にすること。
- c) 扶養に関する決定の承認及び執行について規定すること。
- d) 扶養に関する決定の迅速な執行のための実効的な措置を要請すること。

第 2 条 適用範囲

1 この条約は、次のものについて適用する。

- a) 親子関係から生ずる 21 歳未満の者に対する扶養義務
- b) 申立てが a 号の範囲の請求と共にされる場合には、配偶者間の扶養に関する決

定の承認及び執行又は執行並びに

- c) 配偶者間の扶養（第2章及び第3章の規定を除く。）
- 2 締約国は、第62条の規定に従って、前項a号の規定によるこの条約の適用を18歳未満の者に限定する権利を留保することができる。この留保をする締約国は、その留保により除外される年齢の者についてこの条約を適用することを請求する権利を有しない。
- 3 いずれの締約国も、第63条の規定に従って、この条約の全部又は一部の適用を親族関係、親子関係、婚姻関係又は姻族関係から生ずる扶養義務（特に能力が不十分な成年者に対する義務を含む。）に拡張することを宣言することができる。その宣言は、二締約国間において、その宣言が同一の扶養義務についてこの条約の同一の部分を使用することとしている限りにおいて、義務を生じさせる。
- 4 この条約の規定は、父母の婚姻関係の有無にかかわらず、子について適用する。

第3条 定義

この条約において、

- a) 「扶養権利者」とは、扶養料が支払われるべき個人又は扶養料が支払われるべき者と主張されている個人をいう。
- b) 「扶養義務者」とは、扶養料を支払うべき個人又は扶養料を支払うべき者と主張されている個人をいう。
- c) 「法律扶助」とは、申立人がその権利を認識し、かつ、主張することを可能にするために、また、申立てが受託国において完全にかつ実効的に処理されるようにするために必要な補助をいう。このような補助を提供する手段は、必要に応じて、法的助言、当局に事案を申し立てるに当たっての援助、法的代理及び手続費用の免除を含み得る。
- d) 「書面による合意」とは、その中に含まれた情報が後の参照のために利用することができるアクセス可能な媒体に記録された合意をいう。
- e) 「扶養の取決め」とは、扶養料の支払に関する書面による合意であって、
 - i) 権限当局により公正証書として要式を満たして作成され又は登録されたもの又は
 - ii) 権限当局により公証され、若しくは権限当局の下で締結され、若しくは権限当局に登録され若しくは預託されたものであり、かつ、権限当局による審査の対象となり得るものをいう。
- f) 「能力が不十分な成年者」とは、その身体的な又は精神的な能力の障害又は不十分さのために自活することができない者をいう。

第2章 行政協力

第4条 中央当局の指定

- 1 締約国は、この条約によりそのような当局に課せられる任務を果たす中央当局を指定しなければならない。

- 2 連邦制の国，二つ以上の法制を有する国又は自治領域を有する国は，二つ以上の中央当局を指定することができる。ただし，それらの中央当局の任務の地域的又は人的な範囲を特定しなければならない。国は，二つ以上の中央当局を指定した場合には，すべての通信について自国内の適切な中央当局に対する転達のための宛先となり得る中央当局を指定しなければならない。
- 3 一つ又は二つ以上の中央当局の指定，その連絡先及び適切な場合には前項の規定により特定される任務の範囲は，批准書又は加入書が寄託される際又は第 61 条の規定に従って宣言が提出される際に，締約国によりヘーグ国際私法会議常設事務局に通知されなければならない。締約国は，いかなる変更についても速やかに常設事務局に通知しなければならない。

第 5 条 中央当局の一般的任務

中央当局は，

- a) この条約の目的を達成するため，互いに協力し，かつ，自国内における権限当局間の協力を促進しなければならない。
- b) この条約の適用上生ずる困難を解決するように可能な限り努めなければならない。

第 6 条 中央当局の特定の任務

- 1 中央当局は，第 3 章の規定による申立てについて援助を提供しなければならない。中央当局は，特に次のことをしなければならない。
 - a) そのような申立てを転達及び受領すること。
 - b) そのような申立てに関して，手続を開始し，又は手続の開始について便宜を与えること。
- 2 中央当局は，そのような申立てについて，次のあらゆる適切な措置をとらなければならない。
 - a) 必要な場合には，法律扶助を提供し，又はその提供について便宜を与えること。
 - b) 扶養義務者又は扶養権利者の所在の発見を援助すること。
 - c) 扶養義務者又は扶養権利者に関して，所得についての関連情報の収集を援助し，かつ，必要な場合には，財産の所在地を含むその他の財産状況についての情報の収集を援助すること。
 - d) 扶養料の任意の支払を実現するために，適当な場合には，和解，調停又はその他の類似の手続を利用し，友好的な解決を促すこと。
 - e) 未払金を含む扶養に関する決定の継続的な執行について便宜を与えること。
 - f) 扶養料の回収及び迅速な送金について便宜を与えること。
 - g) 書証又はその他の証拠の収集について便宜を与えること。
 - h) 扶養料の回収のために必要な場合には親子関係の成立について援助を提供すること。
 - i) 地域的にのみ効力を有し，かつ，その目的が現在係属する扶養に関する申立てについての結果を保全することにある必要な暫定的措置を得るための手続を開始し，又は当該手続の開始について便宜を与えること。

j) 文書の送達について便宜を与えること。

- 3 この条の中央当局の任務は、締約国の法律により認められる限りにおいて、当該締約国の権限当局の監督の下で、公的機関又はその他の機関が行うことができる。そのような公的機関又はその他の機関の指定並びにその連絡先及び任務の範囲は、締約国によりハーグ国際私法会議常設事務局に通知されなければならない。締約国は、いかなる変更についても速やかに常設事務局に通知しなければならない。
- 4 この条及び次条の規定は、受託国の法律により司法当局のみが行行使することができる権限を行使する義務を中央当局に課すものと解されてはならない。

第7条 特定の措置の要請

- 1 中央当局は、第10条の規定による申立てが係属していない場合には、合理的な理由に基づき、他の中央当局に対し、前条第2項b号、c号及びg号からj号までの適切な特定の措置をとることを要請することができる。要請を受けた中央当局は、申立てをしようとする者が第10条の規定による申立てをするために、又はそのような申立てをすべきか否かについて判断するために、そのような措置が必要であると認めた場合には、そのような措置であって適切なものをとらなければならない。
- 2 中央当局は、国際的要素を有する扶養料の回収に関する事案であって囑託国に係属しているものについても、他の中央当局の要請に基づいて特定の措置をとることができる。

第8条 中央当局の費用

- 1 各中央当局は、この条約の適用上、自らの費用を負担する。
- 2 中央当局は、前条の規定による特定の措置の要請から生ずる例外的な費用を除き、この条約による役務の提供について申立人に費用を負担させてはならない。
- 3 要請を受けた中央当局は、そのような費用でのそれらの役務の提供について申立人の事前の同意がない場合には、前項の役務の費用を回収してはならない。

第3章 中央当局を介する申立て

第9条 中央当局を介する申立て

この章の規定による申立ては、申立人が居所を有する締約国の中央当局を介して受託国の中央当局にされなければならない。この規定において、居所は、単なる所在を含まない。

第10条 可能な申立て

- 1 囑託国の扶養権利者であってこの条約により扶養料の回収を求めようとするものは、次の種類の申立てをすることができる。
 - a) 決定の承認又は承認及び執行
 - b) 受託国でされた決定又は承認された決定の執行
 - c) 既存の決定がない場合における受託国における決定（必要な場合における親子

関係の成立に関する決定を含む。)

- d) 第 20 条の承認及び執行の原因の欠缺又は第 22 条 b 号若しくは e 号の事由により決定の承認及び執行が不可能である場合又は拒否される場合における受託国における決定
 - e) 受託国でされた決定の変更
 - f) 受託国以外の国でされた決定の変更
- 2 嘱託国の扶養義務者であって既に扶養に関する決定を受けているものは、次の種類の申立てをすることができる。
- a) 決定の承認又はこれと同様の手続であって受託国において従前の決定の停止をもたらす若しくはその執行を制限するもの
 - b) 受託国でされた決定の変更
 - c) 受託国以外の国でされた決定の変更
- 3 この条約に別段の定めがある場合を除き、前 2 項の申立ては受託国の法律により決定され、かつ、第 1 項 c 号から f 号まで並びに前項 b 号及び c 号の申立ては受託国において適用される管轄規則に従う。

第 11 条 申立ての内容

- 1 第 10 条の規定によるすべての申立ては、少なくとも次の事項を含まなければならない。
- a) 申立ての性質についての記載
 - b) 申立人の氏名、住所を含む連絡先及び生年月日
 - c) 相手方の氏名並びに知っている場合には相手方の住所及び生年月日
 - d) 扶養を求めている者の氏名及び生年月日
 - e) 申立ての理由
 - f) 扶養権利者による申立てにおいては、扶養料が送付され、又は電子的に送金されるべき場所に関する情報
 - g) 第 10 条第 1 項 a 号及び第 2 項 a 号の規定による申立てを除き、第 63 条の規定に従った宣言により受託国により特定された情報又は文書
 - h) 嘱託国の中央当局において申立ての処理に関して責任を有する者の氏名又は部署の名称及び連絡先
- 2 適切な場合には、知っている限りにおいて、申立ては、特に次に掲げる事項も含まなければならない。
- a) 扶養権利者の財産状況
 - b) 扶養義務者を雇用する者の氏名又は名称及び住所並びに扶養義務者の財産の性質及び所在地を含む扶養義務者の財産状況
 - c) 相手方の所在の発見に役立ち得るその他の情報
- 3 申立てには、申立てを根拠付ける上で必要な情報又は文書（申立人が無償の法律扶助を受ける権利を有することに関する文書を含む。）が添付されなければならない。第 10 条第 1 項 a 号及び第 2 項 a 号の規定による申立ての場合には、申立てには、第 25 条に規定する文書のみが添付されなければならない。

- 4 第 10 条の規定による申立ては、ヘーグ国際私法会議により推奨され、かつ、公刊されるであろう書式を使用してすることができる。

第 12 条 中央当局を介する申立て及び事案の転達，受理及び処理

- 1 嘱託国の中央当局は、その知るところによれば申立ての審査に必要とみられる情報及び文書が申立てに添付されることを確保するよう、申立人を援助しなければならない。
- 2 嘱託国の中央当局は、申立てがこの条約の要件を満たしていると認めたときは、申立人のために申立人の同意を得て受託国の中央当局に申立てを転達しなければならない。その申立てには、附属書 1 として定める転達書式が添付されなければならない。嘱託国の中央当局は、受託国の中央当局に要請された場合には、第 16 条第 3 項、第 25 条第 1 項 a 号、b 号及び d 号並びに第 3 項 b 号並びに第 30 条第 2 項に規定する文書の完全な写しであって決定国の権限当局により認証されたものを提供しなければならない。
- 3 申立てを受けた中央当局は、申立ての受領の日から 6 週間以内に、附属書 2 として定める書式により申立ての受領を通知し、かつ、申立てを処理するため、どのような最初の措置がとられたか、又はとられるかを嘱託国の中央当局に通知しなければならない。申立てを受けた中央当局は、追加的に必要な文書及び情報を求めることができる。この 6 週間の期間内に、申立てを受けた中央当局は、申立ての処理状況に関する照会について責任を有する者の氏名又は部局の名称及び連絡先を嘱託をした中央当局に提供しなければならない。
- 4 申立てを受けた中央当局は、通知の後 3 箇月以内に、申立ての処理状況を嘱託をした中央当局に通知しなければならない。
- 5 嘱託をした中央当局及び申立てを受けた中央当局は、次のことをしなければならない。【訳注：「次のことについて互いに知らせなければならない」旨を柱書きに記載しているが、b 号にそれとは別の応答すべき義務が残っているので、訳文では Prel.Doc.No.29 の構成を残した。】
 - a) 互いに個別の事案について責任を有する者又は部局を通知すること。
 - b) 互いに事案の処理状況を通知し、かつ、照会に対して適時に応答すること。
- 6 中央当局は、問題についての適切な判断が可能である限りにおいて、迅速に事案を処理しなければならない。
- 7 中央当局は、利用することができる最も迅速かつ効率的な通信手段を使用しなければならない。
- 8 申立てを受けた中央当局は、この条約の要件が満たされていないことが明らかである場合にのみ、申立てを処理することを拒否することができる。この場合には、その中央当局は、速やかにその拒否の理由を嘱託をした中央当局に通知しなければならない。
- 9 申立てを受けた中央当局は、追加的な文書又は情報が必要であるという理由のみにより申立てを拒否してはならない。もっとも、申立てを受けた中央当局は、嘱託をした中央当局に対し、そのような追加的な文書又は情報を提供することを求めることが

できる。囑託をした中央当局が 3 箇月又は申立てを受けた中央当局により特定されたそれより長い期間内に追加的な文書又は情報を提供しない場合には、申立てを受けた中央当局は、その申立てをそれ以上処理しないことを決定することができる。この場合には、申立てを受けた中央当局は、囑託をした中央当局にその決定を通知しなければならない。

第 13 条 通信手段

この章の規定に従って締約国の中央当局を介してされた申立て及びその申立てに附属され又は中央当局により提供された文書又は情報について、相手方は、関係する中央当局間において利用された通信の媒体又は手段のみを理由として争うことはできない。

第 14 条 手続の実効的な利用

- 1 受託国は、この章の規定による申立てから生ずる手続（執行及び上訴手続を含む。）を申立人に実効的に利用させなければならない。
- 2 受託国は、そのような実効的な利用をさせるために、次項の規定が適用される場合を除き、第 14 条から第 17 条までの規定に従い無償の法律扶助を提供しなければならない。
- 3 受託国は、その国の手続がそのような扶助を必要とせず申立人が申立てをすることができる場合において、中央当局がそのような必要な援助を無償で提供するときには、その限りにおいて、そのような無償の法律扶助を提供する義務を負わない。
- 4 無償の法律扶助を受ける権利は、同様の国内事案において受けることができる権利に劣るものであってはならない。
- 5 名称のいかなを問わず、いかなる担保、保証又は供託も、この条約の手続における費用及び支出の支払を保証するためには、要求されてはならない。

第 15 条 子の扶養に関する申立てについての無償の法律扶助

- 1 受託国は、親子関係から生ずる 21 歳未満の者に対する扶養義務に関してこの章の規定により扶養権利者によってされるすべての申立てについて、無償の法律扶助を提供しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受託国は、第 10 条第 1 項 a 号及び b 号以外の申立て並びに第 20 条第 4 項の規定が適用される事案に関しては、内容において申立て又は上訴が明らかに理由がないと考える場合には、無償の法律扶助を拒否することができる。

第 16 条 子のみの資産審査の利用を認める宣言

- 1 前条第 1 項の規定にかかわらず、国は、第 63 条の規定に従って、第 10 条第 1 項 a 号及び b 号以外の申立て並びに第 20 条第 4 項の規定が適用される事案に関しては、子の資産の評価に基づく審査を条件として無償の法律扶助を提供することを宣言することができる。
- 2 国は、そのような宣言をする際に、ヘーグ会議【訳注：「国際私法」が抜けている。】

常設事務局に対し、審査を通過するために必要な財産の基準を含め、子の資産の評価が行われる方法に関する情報を提供しなければならない。

- 3 第1項の【訳注：資産審査の対象となる】申立てであって同項の宣言をした国にされるものは、子の資産が前項の基準を満たしている旨の申立人による公式の陳述を含まなければならない。受託国は、申立人により提供された情報が不正確であると信ずる合理的な理由がある場合にのみ、子の資産についての更なる証拠を求めることができる。
- 4 この章の規定による申立てであって親子関係から生ずる子に対する扶養義務に関するものについて受託国の法律により提供される最も有利な法律扶助が前3項の規定により提供される法律扶助よりもより有利である場合には、最も有利な法律扶助が提供されなければならない。

第17条 第15条又は前条の規定に該当しない申立て

第15条又は前条の規定による申立て以外のこの条約によるすべての申立ての場合には、

- a) 無償の法律扶助の提供は、資産又は事案の内容の審査に服させることができる。
- b) 決定国において無償の法律扶助を受けていた申立人は、承認又は執行の手続において、同様の状況の下で承認又は執行を求められた国の法律により提供される法律扶助と少なくとも同等の無償の法律扶助を受ける権利を有する。

第4章 手続開始の制限

第18条 手続の制限

- 1 扶養権利者が常居所を有する締約国において決定がされた場合には、その決定を変更し又は新たな決定をするための手続は、決定がされた国に扶養権利者が常居所を保持する限りにおいて、扶養義務者により他の締約国において開始されてはならない。
- 2 前項の規定は、次の場合には適用しない。
 - a) 子に対する扶養義務に関する争いを除き、当該他の締約国の管轄について当事者間に書面による合意がある場合
 - b) 扶養権利者が、明示的に、又は管轄について異議を述べることができる最初の機会に異議を述べることなく本案について防御することにより、当該他の締約国の管轄に服する場合
 - c) 決定国の権限当局がその決定を変更し又は新たな決定をするための管轄権を行使することができず又は行使することを拒否する場合
 - d) 決定国でされた決定が、その決定を変更し又は新たな決定をするための手続が求められる締約国において承認されず又は執行可能であることが宣言されない場合

第5章 承認及び執行

第 19 条 本章の適用範囲

- 1 この章の規定は、扶養義務に関して司法当局又は行政当局によりされる決定について適用する。「決定」の文言は、これらの当局の手續において締結され又はこれらの当局により承認された和解又は合意をも含む。決定は、インデクセーションによる自動調整、未払金、過去の扶養料又は利息の支払に関する要求及び費用又は支出に関する決定を含み得る。
- 2 決定が扶養義務のみに関するものではない場合には、この章の規定は、決定のうち扶養義務に関連する部分に限り適用する。
- 3 第 1 項において「行政当局」とは、公的機関であってその決定がそれが設立された国の法律により、
 - a) 司法当局に対する上訴又は司法当局による審査の対象となり得るものであり、かつ、
 - b) 同一の事項に関する司法当局の決定と同様の効力及び効果を有するものをいう。
- 4 この章の規定は、第 30 条の規定に従った扶養の取決めについても適用する。
- 5 この章の規定は、第 37 条の規定に従って承認及び執行を求められた国の権限当局に直接された承認及び執行の申立てについても適用する。

第 20 条 承認及び執行の原因

- 1 締約国（以下「決定国」という。）でされた決定は、次の場合には、他の締約国において承認及び執行されなければならない。
 - a) 手續が開始された時に相手方が決定国に常居所を有していた場合
 - b) 相手方が、明示的に、又は管轄について異議を述べることができる最初の機会に異議を述べることなく本案について防御することにより、管轄に服した場合
 - c) 手續が開始された時に扶養権利者が決定国に常居所を有していた場合
 - d) 手續が開始された時に扶養が決定された子が決定国に常居所を有していた場合において、相手方がその国においてその子と共に居住したことがあるとき、又はその国に居所を有し、そこでその子を扶養したことがあるとき。
 - e) 子に対する扶養義務に関する争いを除き、当事者間に管轄について書面による合意がある場合
 - f) その決定が身分又は親責任に関する事項について管轄権を有する当局によりされた場合（その管轄権が当事者の一方の国籍のみに基づく場合を除く。）
- 2 締約国は、第 62 条の規定に従って、前項 c 号、e 号又は f 号については留保をすることができる。
- 3 前項の留保をする締約国は、その法律が類似の事実的な状況においてその当局にそのような決定をすることについての管轄権を付与し又は付与したであろう場合には、決定を承認及び執行しなければならない。
- 4 締約国は、決定の承認が第 2 項の留保の結果として不可能である場合において、扶養義務者がその国に常居所を有しているときには、扶養権利者の利益のため、決定を求めるためのあらゆる適切な措置をとらなければならない。本項の規定は、前条第 5 項の規定による承認及び執行の直接の申立て又は第 2 条第 1 項 b 号の扶養の請求につ

いては適用しない。

- 5 18歳未満の子のための決定であって第1項c号、e号又はf号の留保のみを理由として承認されないものは、承認及び執行を求められた国において、その子が扶養を受ける資格を認めるものとして取り扱われる。
- 6 決定は、決定国において効力を有する場合に限り承認され、かつ、決定国で執行可能である場合に限り執行される。

第21条 分割可能性及び部分的な承認及び執行

- 1 承認又は執行を求められた国は、決定の全体を承認又は執行することができない場合には、決定のうち承認又は執行することができる分割可能な部分を承認又は執行しなければならない。
- 2 決定の部分的な承認又は執行は、いつでも申し立てることができる。

第22条 承認及び執行の拒否事由

承認及び執行は、次の場合には、拒否することができる。

- a) 決定の承認及び執行が、承認及び執行を求められた国の公の秩序に明らかに反する場合
- b) 決定が手続事項に関する詐欺により取得された場合
- c) 同一の当事者間の同一の目的を有する手続が承認及び執行を求められた国の当局に係属し、かつ、当該手続が先に開始された場合
- d) 決定が、同一の当事者間の同一の目的を有する決定であって承認及び執行を求められた国又は他の国においてされたものと両立しない場合。ただし、この後者の決定が、承認及び執行を求められた国においてその決定が承認及び執行のために必要な要件を満たす場合に限る。
- e) 決定国の手続において、相手方が出頭せず、かつ、代理されなかった場合において、
 - i) 決定国の法律が手続の通知について規定している場合には、相手方が手続の適正な通知を受けず、かつ、聴聞を受ける機会を有しなかったとき。
 - ii) 決定国の法律が手続の通知について規定していない場合には、相手方が決定の適正な通知を受けず、かつ、事実及び法律に関してそれに対し異議を申し立て又は上訴をする機会を有しなかったとき。
- f) 決定が第18条の規定に違反してされた場合

第23条 承認及び執行の申立てに関する手続

- 1 この条約の規定に従う場合を除き、承認及び執行の手続は、承認及び執行を求められた国の法律による。
- 2 承認及び執行の申立てが第3章の規定に従い中央当局を介してされた場合には、申立てを受けた中央当局は、速やかに次のいずれかのことをしなければならない。
 - a) 申立てを権限当局に送致すること（その権限当局は、遅滞なく、決定が執行可能であることを宣言し、又は執行のためにその決定を登録しなければならない。）

又は

- b) 中央当局がその権限当局である場合には，自らその手続をとること。
- 3 第 19 条第 5 項の規定に従って，申立てが承認及び執行を求められた国の権限当局に直接された場合には，その当局は，遅滞なく，その決定が執行可能であることを宣言し，又は執行のためにその決定を登録しなければならない。
- 4 宣言又は登録は，前条 a 号の理由によってのみ拒否することができる。この段階においては，申立人及び相手方は，いかなる意見も述べる権利を有しない。
- 5 申立人及び相手方は，第 2 項及び第 3 項の規定による宣言若しくは登録又は前項の規定に従ったそれらの拒否について，速やかに通知されなければならない，事実及び法律上の事由に基づいて異議申立て又は上訴をすることができる。
- 6 異議申立て又は上訴は，前項による通知の後 30 日以内にされなければならない。異議申立て又は上訴をする当事者が，宣言又は登録がされ又は拒否された締約国に居所を有していない場合には，異議申立て又は上訴は通知の後 60 日以内にされなければならない。
- 7 異議申立て又は上訴は次のものを理由としてのみすることができる。
 - a) 前条に定める承認及び執行の拒否事由
 - b) 第 20 条の承認及び執行の原因
 - c) 第 25 条第 1 項 a 号，b 号若しくは d 号又は第 3 項 b 号の規定に従って転達された文書の真正性又は完全性【訳注：「の欠如」の趣旨である。】
- 8 相手方による異議申立て又は上訴は，承認及び執行が既に期限が到来した支払についてのものである限りにおいて，その債務を履行したことを理由としてもすることができる。
- 9 申立人及び相手方は，異議申立て又は上訴の決定について速やかに通知されなければならない。
- 10 更なる上訴が承認及び執行を求められた国の法律により認められる場合においても，その上訴は，例外的な事情があるときを除き，決定の執行を停止する効力を有しない。
- 11 承認及び執行について決定をするに当たっては，上訴の場合を含め，権限当局は，迅速に決定しなければならない。

第 24 条 承認及び執行の申立てに関する代替的な手続

- 1 前条第 2 項から第 11 項までの規定にかかわらず，国は，第 63 条の規定に従って，この条に定める承認及び執行に関する手続を適用することを宣言することができる。
- 2 承認及び執行の申立てが第 3 章の規定に従い中央当局を介してされた場合には，申立てを受けた中央当局は，速やかに次のいずれかのことをしなければならない。
 - a) 申立てを権限当局に送致すること（その権限当局は，承認及び執行の申立てについて決定しなければならない。）又は
 - b) 中央当局がその権限当局である場合には，自らその手続をとること。
- 3 承認及び執行に関する決定は，相手方が手続について適切かつ速やかに通知を受け，かつ，当事者双方が聴聞を受ける十分な機会を与えられた後，権限当局によりされる。

- 4 権限当局は、第 22 条 a 号、c 号及び d 号に定める承認及び執行の拒否事由は、職権で審査することができる。権限当局は、第 20 条、第 22 条及び第 23 条第 7 項 c 号に規定するいずれの事由も、相手方により申し立てられ又は第 25 条の規定に従って提出された文書上からそれらの事由に関する懸念が生じた場合に、審査することができる。
- 5 承認及び執行の拒否は、承認及び執行が既に期限が到来した支払についてのものである限りにおいて、その債務が履行されたことを理由としてもすることができる。
- 6 上訴が承認及び執行を求められた国の法律により認められる場合においても、上訴は、例外的な事情があるときを除き、決定の執行を停止する効力を有しない。
- 7 承認及び執行について決定をするに当たっては、上訴の場合を含め、権限当局は、迅速に決定しなければならない。

第 25 条 文書

- 1 第 23 条又は第 24 条の規定による承認及び執行の申立てには、次の文書が添付されなければならない。
 - a) 決定の全文
 - b) 決定が決定国において執行可能である旨を述べる文書及び行政当局による決定の場合には第 19 条第 3 項の要件が満たされている旨を述べる文書（その国が第 57 条の規定に従ってその行政当局が常にそのような要件を満たしている旨を明らかにした場合を除く。）
 - c) 決定国の手続において、相手方が出頭せず、かつ、代理されなかった場合においては、必要に応じて、相手方が手続の適正な通知を受けかつ聴聞を受ける機会を有したこと又は相手方が決定の適正な通知を受けかつ事実及び法律に関してそれに対し異議を申し立て又は上訴をする機会を有したことを証明する文書
 - d) 必要な場合には、未払金の額及びその額が算出された日付を示す文書
 - e) 決定がインデクセーションによる自動調整を定めている場合において、必要なときには、適切な計算をするために必要な情報を提供する文書
 - f) 必要な場合には、申立人が決定国において無償の法律扶助を受けた程度を示す文書
- 2 第 23 条第 7 項 c 号の規定による異議申立て又は上訴がされ、又は承認及び執行を求められた国の権限当局による要請がある場合には、関連文書の完全な写しであって決定国の権限当局により認証されたものが、次の者により速やかに提供されなければならない。
 - a) 申立てが第 3 章の規定に従って中央当局を介してされた場合には、囑託国の中央当局
 - b) 申立てが承認及び執行を求められた国の権限当局に直接された場合には、申立人
- 3 締約国は、第 57 条の規定に従って、次のことを指定することができる。
 - a) 決定の完全な写しであって決定国の権限当局により認証されものを申立てに添付しなければならないこと。

- b) 決定の全文に代えて決定国の権限当局により作成された決定の要約又は抄本であって、ヘーグ国際私法会議により推奨され、かつ、公刊される書式により作成され得るものを受け入れる条件
- c) 第 19 条第 3 項の要件が満たされていることを述べる文書を要求しないこと。

第 26 条 承認の申立てに関する手続

この章の規定は、執行可能であるという要件を決定が決定国において効力を有するという要件に読み替え、決定の承認の申立てについて準用する。

第 27 条 事実の認定

承認及び執行を求められた国のいずれの権限当局も、決定国の当局がその管轄の基礎とした事実の認定に拘束される。

第 28 条 内容の審査の禁止

承認及び執行を求められた国のいずれの権限当局も、決定の内容の審査をしてはならない。

第 29 条 子又は申立人の出頭が要求されないこと

承認及び執行を求められた国における手続であってこの章の規定に基づきいかなるものにおいても、子又は申立人の物理的な出頭は要求されない。

第 30 条 扶養の取決め

- 1 締約国で作成された扶養の取決めは、作成国において決定として執行可能である場合には、この章の規定に従い、承認及び執行されなければならない。
- 2 第 10 条第 1 項 a 号及び b 号並びに第 2 項 a 号においては、「決定」の文言は扶養の取決めを含む。
- 3 扶養の取決めの承認及び執行の申立てには次の文書が添付されなければならない。
 - a) 扶養の取決めの全文及び
 - b) 当該扶養の取決めが作成国において決定として執行可能である旨を述べる文書
- 4 扶養の取決めの承認及び執行は、次の場合には拒否することができる。
 - a) 承認及び執行が、承認及び執行を求められた国の公の秩序に明らかに反する場合
 - b) 扶養の取決めが詐欺又は偽造により取得された場合
 - c) 扶養の取決めが、同一の当事者間の同一の目的を有する決定であって承認及び執行を求められた国又は他の国においてされたものと両立しない場合。ただし、この後者の決定が、承認及び執行を求められた国において、その承認及び執行のために必要な要件を満たす場合に限る。
- 5 この章の規定は、第 20 条、第 22 条、第 23 条第 7 項並びに第 25 条第 1 項及び第 3 項の規定を除き、扶養の取決めの承認及び執行について準用する。ただし、
 - a) 第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定に従った宣言又は登録は、前項 a 号の理由によ

ってのみ拒否することができる。

- b) 第 23 条第 6 項の異議申立て又は上訴は次のものを理由としてのみすることができる。
 - i) 前項に定める承認及び執行の拒否事由
 - ii) 第 3 項の規定に従って転達された文書の真正性又は完全性【訳注：「の欠如」の趣旨である。】
 - c) 第 24 条第 4 項の規定による手続については、権限当局は、前項 a 号に定める承認及び執行の拒否事由は、職権で審査することができる。権限当局は、前項に規定するすべての事由及び第 3 項の規定に従って転達された文書の真正性又は完全性は、相手方により申し立てられ又はその文書上からそれらの事由に関する懸念が生じた場合に、審査することができる。
- 6 扶養の取決めの承認及び執行の手続は、その取決めに關する異議申立てが締約国の権限当局に係属している場合には、停止されなければならない。
- 7 国は、扶養の取決めの承認及び執行の申立ては、中央当局を介してのみすることができることを宣言することができる。
- 8 締約国は、第 62 条の規定に従って、扶養の取決めの承認及び執行をしない権利を留保することができる。

第 31 条 暫定命令と確認命令が組み合わされることにより形成される決定

決定がある国においてされた暫定命令とその暫定命令を確認する他の国（以下「確認国」という。）の当局による命令が組み合わされることにより形成される場合には、

- a) この章においては、そのそれぞれの国が決定国とみなされる。
- b) 第 22 条 e 号の要件は、相手方が確認国における手続の適正な通知を受け、かつ、暫定命令の確認に対して不服申立てをする機会を有する場合には、満たされる。
- c) 決定が決定国において執行可能であるという第 20 条第 6 項の要件は、確認国において決定が執行可能である場合には、満たされる。
- d) 第 18 条の規定は、決定の変更のための手続がいずれの国において開始されることも妨げない。

第 6 章 執行を求められた国による執行

第 32 条 国内法による執行

- 1 この章の規定に従い、執行は、執行を求められた国の法律に従ってされなければならない。
- 2 執行は、迅速でなければならない。
- 3 中央当局を介した申立ての場合であって、第 5 章の規定により執行のために決定が執行可能であることが宣言され、又は決定が登録されたときには、申立人によるそれ以上の行為を必要とせず執行がされなければならない。
- 4 扶養義務の期間に關する決定の規律であって決定国において適用されるいかなるものも、効力が認められなければならない。

5 未払金が執行され得る期間についてのいかなる制限も，その決定の決定国の法律又は執行を求められた国の法律のいずれかより長い期間を定めているものにより決せられる。

第 33 条 差別の禁止

執行を求められた国は，この条約による事案について，国内事案においてとることができるのと少なくとも同一の範囲の執行方法を提供しなければならない。

第 34 条 執行措置

- 1 締約国は，国内法において，この条約により決定を執行するための実効的な措置を利用することができるようにしなければならない。
- 2 そのような措置は，次のものを含み得る。
 - a) 給与の天引き
 - b) 銀行預金口座及びその他の財源の差押え
 - c) 社会保障給付からの控除
 - d) 資産に対する法定担保権の設定又は資産の強制競売
 - e) 租税還付金の天引き
 - f) 年金給付の天引き又は差押え
 - g) 信用情報機関による報告
 - h) 各種の資格（例えば，運転免許）の拒否，停止又は取消し
 - i) 任意の履行をもたらすための和解，調停又はその他の類似の手段の利用

第 35 条 送金

- 1 締約国は，国際的合意による方法を含め，最も費用対効果に優れかつ効率的な手段であって扶養料として支払われるべき金銭の送金について利用することができるものの使用を促進するよう努めるものとする。
- 2 その法律により送金が制限されている締約国は，この条約により支払われるべき金銭の送金については，最も優先的な取扱いをしなければならない。

第 7 章 公的機関

第 36 条 申立人たる公的機関

- 1 第 10 条第 1 項 a 号及び b 号の規定による承認及び執行の申立て並びに第 20 条第 4 項の規定が適用される事案においては，「扶養権利者」は，扶養料が支払われるべき個人に代わって行為をする公的機関又は扶養に代えて行われた給付の償還を受けるべき公的機関を含む。
- 2 扶養料が支払われるべき個人に代わって行為し，又は扶養に代えて扶養権利者に行われた給付の償還を求める公的機関の権利は，その機関が従う法律により規律される。
- 3 公的機関は，次の決定の承認を求め，又は執行を請求することができる。
 - a) 扶養に代えて行われた給付の支払を請求する公的機関の申立てにより扶養義務

者に対してされた決定

b) 扶養に代えて扶養権利者に行われた給付の範囲において扶養権利者と扶養義務者の間でされた決定

- 4 決定の承認を求め又は執行を請求する公的機関は、要請がある場合には、第2項の権利及び扶養権利者にその給付が行われたことを証明するために必要なすべての文書を提示しなければならない。

第8章 一般規定

第37条 権限当局に対する直接の請求

- 1 この条約は、締約国の国内法により利用することができる手続であってある者（申立人）にその国の権限当局に直接申立てをすることを認めるものによりこの条約により規律される事項（第18条の規定に従うことを条件として、扶養に関する決定を取得し、又は変更することを含む。）について請求をすることを妨げない。
- 2 第14条第5項、第17条b号及び第5章からこの章（第40条第2項、第42条、第43条第3項、第44条第3項、第45条及び第55条を除く。）までの規定は、締約国の権限当局に直接された承認及び執行の請求について適用する。
- 3 前項においては、第2条第1項a号の規定は、能力が不十分な成年者であって同号の年齢を超えるものに扶養を認める決定であって、その者がその年齢に達する前にされ、かつ、障害を理由としてその年齢に達した後の扶養を定めるものについて適用する。

第38条 個人情報の保護

この条約により収集され又は転達される個人情報は、それが収集され又は転達された目的のためにのみ利用されなければならない。

第39条 秘密保持

個人情報を取り扱ういずれの当局も、自国の法律に従い、その秘密を保持しなければならない。

第40条 情報の不開示

- 1 当局は、この条約の適用により収集され、又は転達された情報を開示し、又は肯認することが、人の健康、安全又は自由を害し得ると判断する場合には、これを開示し、又は肯認してはならない。
- 2 特に家庭内暴力の事案において、他の中央当局は、ある中央当局がこのような影響についてした判断を考慮に入れなければならない。
- 3 この条の規定は、この条約の義務を履行するために必要な限りにおいて、当局により又は当局間で情報が収集され又は情報が伝達されることを妨げない。

第41条 認証

この条約においては、認証又はこれに類似する手続は要求されない。

第 42 条 委任状

受託国の中央当局は、司法手続又はその他の当局の手続において、自ら申立人を代理して行為し、又は代理人を指定して行為させる場合に限り、申立人に委任状を要求することができる。

第 43 条 費用の回収

- 1 この条約の適用により生じたいかなる費用の回収も、扶養料の回収に優先しない。
- 2 国は、敗訴者から費用を回収することができる。
- 3 前項の規定に従って敗訴者から費用を回収するための第 10 条第 1 項 b 号の申立てにおいては、第 10 条第 1 項の「扶養権利者」の文言は国を含む。
- 4 この条の規定は、第 8 条の規定の適用を妨げない。

第 44 条 言語に関する要件

- 1 いずれの申立て及び関連文書も発信する国の言語により、受託国の公用語又は第 63 条の規定に従った宣言をすることにより受託国が受け入れることを示した他の言語による翻訳が添付されなければならない。ただし、その国の権限当局が翻訳を不要とする場合は、この限りでない。
- 2 二つ以上の公用語を有する締約国であって、国内法を理由としてその領域全部については公用語のうちの一つの言語による文書を受け入れることができない国は、第 63 条の規定に従った宣言により特定の領域に提出するためにそのような文書及びその翻訳に用いられるべき言語を指定しなければならない。
- 3 中央当局間で別段の合意がされない限り、その中央当局間におけるいかなるその他の通信も、受託国の公用語により、又はフランス語若しくは英語のいずれかによる。ただし、締約国は、第 62 条の規定に従って留保をすることによりフランス語又は英語のいずれかの使用に異議を述べることができる。

第 45 条 翻訳の手段及び費用

- 1 第 3 章の規定による申立ての場合には、中央当局間で、個別の事案において又は一般的に、発信する国の言語又はその他の合意された言語から受託国の公用語への翻訳が受託国においてされることを合意することができる。合意が成立せず、かつ、嘱託国の中央当局が前条第 1 項及び第 2 項の要件を遵守することができない場合には、申立て及び関連文書は、受託国の公用語への更なる翻訳のため、フランス語又は英語による翻訳と共に転達することができる。
- 2 関連国の中央当局間で別段の合意がされない限り、前項の規定の適用から生ずる翻訳費用は、嘱託国により負担される。
- 3 第 8 条の規定にかかわらず、嘱託国の中央当局は、申立書及び関連文書の翻訳費用をその法律扶助制度によりそれらの費用が賄われる場合を除き申立人に課することができる。

第 46 条 不統一法国 - 解釈

- 1 この条約において扱われる事項に関して異なる地域において二つ以上の法制又は法律の準則が適用される国については、
 - a) 国の法律又は手続とは、適切な場合には、関係する地域において効力を有する法律又は手続を指す。
 - b) その国において取得され、承認及び（又は）執行され、並びに変更された決定とは、適切な場合には、地域において取得され、承認及び（又は）執行され、並びに変更された決定を指す。
 - c) その国の司法又は行政当局とは、適切な場合には、関係する地域の司法又は行政当局を指す。
 - d) その国の中央当局以外の権限当局、公的機関及びその他の機関とは、適切な場合には、関係する地域において行動することを認められた者を指す。
 - e) その国における居所又は常居所とは、適切な場合には、地域における居所又は常居所を指す。
 - f) その国における財産の所在地とは、適切な場合には、関係する地域における財産の所在地を指す。
 - g) 国において効力を有する相互的取決めとは、適切な場合には、関係する地域において効力を有する相互的取決めを指す。
 - h) その国における無償の法律扶助とは、適切な場合には、関係する地域における無償の法律扶助を指す。
 - i) 国において作成された扶養の取決めとは、適切な場合には、関係する地域において作成された扶養の取決めを指す。
 - j) 国による費用の回収とは、適切な場合には、関係する地域による費用の回収を指す。
- 2 この条の規定は、地域経済統合組織については適用しない。

第 47 条 不統一法国 - 実質的規則

- 1 異なる法制が適用される二つ以上の地域を有する締約国は、それらの異なる地域のみが関与する状況においては、この条約を適用する義務を負わない。
- 2 異なる法制が適用される二つ以上の地域を有する締約国の権限当局は、その同じ締約国の他の地域においてこの条約により他の締約国の決定が承認又は執行されたことのみを理由としてその決定を承認又は執行する義務を負わない。
- 3 この条の規定は、地域経済統合組織については適用しない。

第 48 条 従前のヘーグ扶養条約との調整

締約国間の関係においては、この条約は、第 56 条第 2 項の規定に従い、それらの締約国間における 1973 年 10 月 2 日の扶養義務に関する決定の承認及び執行に関するヘーグ条約並びに 1958 年 4 月 15 日の子に対する扶養義務に関する決定の承認及び執行に関するヘーグ条約の適用範囲がこの条約の適用範囲に合致する限りにおいて、それ

らの条約に代わるものとする。

第 49 条 1956 年のニューヨーク条約との調整

締約国間の関係においては、この条約は、それらの締約国間における 1956 年 6 月 20 日の扶養料の外国における取立てに関する国際連合条約の適用範囲がこの条約の適用範囲に合致する限りにおいて、その条約に代わるものとする。

第 50 条 送達及び証拠収集に関する従前のヘーグ条約との関係

この条約は、1954 年 3 月 1 日の民事訴訟手続に関するヘーグ条約、1965 年 11 月 15 日の民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関するヘーグ条約並びに 1970 年 3 月 18 日の民事又は商事に関する証拠の外国における収集に関するヘーグ条約に影響を及ぼさない。

第 51 条 国際的協定との調和及び補充的合意

- 1 この条約は、この条約の前に締結され、締約国が当事者であり、かつ、この条約により規律される事項に関する規定を含むいかなる国際的協定にも、影響を及ぼさない。
- 2 いずれの締約国も、それらの締約国間におけるこの条約の適用を改善するため、その合意がこの条約の趣旨及び目的に合致し、かつ、その国と他の締約国との関係において、この条約の規定の適用に影響を及ぼさない限り、一つ又は二つ以上の締約国との間で、この条約が定める事項に関する規定を含む合意を締結することができる。そのような合意を締結した国は、その謄本をこの条約の寄託者に送付しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、関連国間の特別な関係に基づく、相互的取決め及び統一法についても適用する。
- 4 この条約は、この条約の当事者たる地域経済統合組織の協定であって、この条約の締結の後に採択され、この条約により規律される事項に関するものの適用に、その協定がその国と他の締約国との関係においてこの条約の規定の適用に影響を及ぼさない限り、影響を及ぼさない。地域経済統合組織の構成国間の決定の承認又は執行に関しては、この条約は、その地域経済統合組織の規則に、その規則の採択がこの条約の締結の前後のいずれであるかを問わず、影響を及ぼさない。

第 52 条 最も実効的な規則

- 1 この条約は、囑託国と受託国の間で効力を有する合意、取決め若しくは国際的協定又は受託国において効力を有する相互的取決めであって、次のものの適用を妨げない。
 - a) この条約の第 22 条 f 号の規定に抵触しない限りにおいて、扶養に関する決定の承認のより広い原因について規定するもの
 - b) 扶養に関する決定の承認又は執行の申立てについての簡素でより迅速な手続について規定するもの
 - c) 第 14 条から第 17 条までに規定するものよりもより有利な法律扶助について規定するもの又は

- d) 申立人に嘱託国から受託国の中央当局に直接申立てをすることを認める手続について規定するもの
- 2 この条約は、受託国において効力を有する法律であって前項 a 号から c 号までのものについてより実効的な規則を定めるものの適用を妨げない。ただし、前項 b 号の簡素かつより迅速な手続に関しては、それらは、第 23 条及び第 24 条の規定により当事者に認められた保護、特に手続について適切に通知を受けかつ聴聞を受ける十分な機会を与えられる当事者の権利及び異議申立て又は上訴の効力と矛盾しないものでなければならない。

第 53 条 統一的解釈

この条約の解釈に当たっては、その国際的性格及びその適用における統一を促進する必要性について配慮がされなければならない。

第 54 条 条約運用の調査

- 1 ヘーグ国際私法会議事務局長は、この条約の運用を調査し、かつ、この条約の望ましい運用の発展に努めるため、定期的に特別委員会を招集しなければならない。
- 2 この調査のため、締約国は、この条約の運用に関し、統計及び判例を含む情報収集について常設事務局に協力しなければならない。

第 55 条 書式の修正

- 1 この条約に附属された書式は、ヘーグ国際私法会議事務局長がすべての締約国及びすべての構成国に通知して招集する特別委員会の決定により修正することができる。書式を修正する提案の通知は、会合の議案に含まなければならない。
- 2 特別委員会に出席した締約国により採択された修正は、寄託者によりすべての締約国にその通知がされた日の後 7 番目の月の初日に、すべての締約国について効力を生ずる。
- 3 前項の期間中、いずれの締約国も、寄託者に書面による通告をすることにより、第 62 条の規定に従い、その修正に関し、留保をすることができる。このような留保をした国は、留保が撤回されるまで、その修正に関しては、この条約の非締約国として扱われるものとする。

第 56 条 経過規定

- 1 この条約は、次の各場合について適用する。
- a) 嘱託国と受託国の間でこの条約が効力を生じた後、第 7 条の規定による要請又は第 3 章の規定による請求が受託国の中央当局に受領された場合
- b) 原決定国と承認及び執行を求められた国の間でこの条約が発効した後、承認及び執行を求める直接の申立てが承認及び執行を求められた国の権限当局に受領された場合
- 2 この条約の締約国であって第 48 条のいずれかのヘーグ扶養条約の当事国でもあるものの間における決定の承認及び執行に関しては、この条約による承認及び執行の要

件が、原決定国においてその国についてこの条約が効力を生ずる前にされた決定であって決定がされた時において効力を有していた条約の規定によれば承認及び執行されたはずであるものの承認及び執行を妨げる場合には、決定がされた時において効力を有していた条約の要件を適用する。

- 3 承認及び執行を求められた国は、親子関係から生ずる 21 歳未満の者に対する扶養義務を除き、原決定国と承認及び執行を求められた国の間でこの条約が効力を生ずる前に期限が到来した支払に関しては、この条約により決定又は扶養の取決めを執行する義務を負わない。

第 57 条 法律、手続及び役務に関する情報の提供

1 締約国は、その批准書又は加入書が寄託され、又はこの条約の第 61 条の規定に従って宣言が提出される時まで、ヘーグ国際私法会議常設事務局に対し、次のものを提出しなければならない。

- a) 扶養義務に関するその法律及び手続の説明
- b) 第 6 条の義務を履行するためにとる措置の説明
- c) 第 14 条において要求される手続の実効的な利用を申立人にどのように提供するかについての説明
- d) その執行の規則及び手続（執行の制限、特に扶養義務者の保護規則及び期間の制限を含む。）の説明
- e) 第 25 条第 1 項 b 号及び第 3 項のいずれかの指定

2 締約国は、前項によるその義務を履行するに当たり、ヘーグ国際私法会議により推奨され、かつ、公刊されるであろうカントリー・プロファイルの書式を利用することができる。

3 情報は、締約国により最新に保たなければならない。

第 9 章 最終条項

第 58 条 署名、批准及び加入

1 この条約は、ヘーグ国際私法会議の第 21 会期の時にその構成国であった国及び同会期に出席した他の国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准、受諾又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、この条約の寄託者であるオランダ王国外務省に寄託する。

3 その他の国又は地域経済統合組織は、この条約が第 60 条第 1 項の規定に従って効力を生じた後、この条約に加入することができる。

4 加入書は、寄託者に寄託する。

5 その加入は、加入する国と第 65 条の通告の日の後 12 箇月以内にその加入に異議を述べなかつた締約国の間の関係においてのみ、効力を有する。加入の後には、国がこの条約を批准し、受諾し、又は承認する際に、国はそのような異議を述べることができる。これらの異議は、寄託者に通告する。

第 59 条 地域経済統合組織

- 1 主権国家のみにより構成され、かつ、この条約が規律するいくつかの又はすべての事項に関して権限を有する地域経済統合組織も、この条約について署名し、受諾し、承認し、又は加入することができる。その場合には、地域経済統合組織は、この条約が規律する事項に関してその組織が権限を有する限りにおいて、締約国としての権利を有し、かつ、義務を負う。
- 2 地域経済統合組織は、署名、受諾、承認又は加入の際に、この条約が規律する事項であって、構成国によりその組織に権限が委譲されたものを書面で寄託者に通告しなければならない。その組織は、本項によりされた最新の通知において特定された権限の変更については書面により速やかに寄託者に通告しなければならない。
- 3 地域経済統合組織は、署名、受諾、承認又は加入の際に、第 63 条の規定に従って、この条約が規律するすべての事項に関してその組織が権限を行使し、かつ、その構成国であってそれらの事項に関して地域経済統合組織に権限を委譲したものがその組織の署名、受諾、承認又は加入によりこの条約に拘束されることを宣言することができる。
- 4 この条約が効力を生ずるためには、地域経済統合組織により寄託される文書は、その地域経済統合組織が前項の規定に従って宣言をしない限り、数には入れられない。
- 5 この条約において「締約国」又は「国」は、適切な場合には、この条約の当事者である地域経済統合組織をも意味する。第 3 項の規定に従って地域経済統合組織により宣言がされた場合において、適切なときには、この条約において「締約国」又は「国」は、その組織の関係する構成国をも意味する。

第 60 条 効力発生

- 1 この条約は、第 58 条の批准書、受諾書又は承認書のうち 2 番目に寄託されるものの寄託の後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。
- 2 その後、この条約は、次の日に効力を生ずる。
 - a) その後にこれを批准し、受諾し、又は承認する国又は第 59 条第 1 項の地域経済統合組織については、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日
 - b) 第 58 条第 3 項の国又は地域経済統合組織については、第 58 条第 5 項の規定に従って異議を述べることができる期間が満了する後の日
 - c) 第 61 条の規定に従ってこの条約が適用された地域については、同条の宣言の通告の後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日

第 61 条 不統一法国に関する宣言

- 1 国がこの条約において扱われる事項に関して異なる法制が適用され二つ以上の地域を有する場合には、その国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、第 63 条の規定に従って、この条約をその全部の地域について又は一部の地域のみについて適用することを宣言することができ、かつ、この宣言を他の宣言をすることによりいつでも変更することができる。

- 2 そのようないずれの宣言も、寄託者に通告しなければならず、かつ、この条約が適用される地域を明示しなければならない。
- 3 国がこの条による宣言をしなかった場合には、この条約は、その国の全部の地域について適用される。
- 4 この条の規定は、地域経済統合組織については適用しない。

第 62 条 留保

- 1 いずれの締約国も、批准、受諾、承認若しくは加入の時までに、又は第 61 条の宣言をする時に、第 2 条第 2 項、第 20 条第 2 項、第 30 条第 8 項、第 44 条第 3 項及び第 55 条第 3 項の留保の一つ又は二つ以上をすることができる。その他のいかなる留保も、認められない。
- 2 いずれの国も、いつでもそのした留保を撤回することができる。撤回は、寄託者に通告する。
- 3 留保は、前項の通告の後 3 番目の月の初日に効力を失う。
- 4 この条の規定による留保は、第 2 条第 2 項の留保を除き、相互的效果を有しない。

第 63 条 宣言

- 1 第 2 条第 3 項、第 11 条第 1 項 g 号、第 16 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 44 条第 1 項及び第 2 項、第 59 条第 3 項並びに第 61 条第 1 項の宣言は、署名、批准、受諾、承認若しくは加入の際に、又はその後いつでもすることができ、かつ、いつでも修正し、又は撤回することができる。
- 2 宣言、修正及び撤回は、寄託者に通告する。
- 3 署名、批准、受諾、承認又は加入に際してされた宣言は、当該国についてこの条約が効力を生ずると同時に、効力を生ずる。
- 4 その後にされた宣言及び宣言の修正又は撤回は、その通告が寄託者に受領された日の後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第 64 条 廃棄

- 1 条約の締約国は、寄託者に対する書面による通告によりこの条約を廃棄することができる。廃棄は、この条約が適用される不統一法国のうちの特定の地域に限定して行うことができる。
- 2 廃棄は、その通告が寄託者に受領された日の後 12 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。通告において廃棄が効力を生ずるためにより長い期間が定められている場合には、廃棄は、通告が寄託者に受領された日の後その長い期間が満了することにより効力を生ずる。

第 65 条 通告

寄託者は、ヘーグ国際私法会議の構成国並びに第 58 条及び第 59 条の規定に従って署名、批准、受諾、承認又は加入をした他の国及び地域経済統合組織に対し、次の事項を通告する。

- a) 第 58 条及び第 59 条の署名，批准，受諾及び承認
- b) 第 58 条第 5 項の加入及び加入に対して述べられた異議
- c) この条約が第 60 条の規定に従って効力を生ずる日
- d) 第 2 条第 3 項，第 11 条第 1 項 g 号，第 16 条第 1 項，第 24 条第 1 項，第 44 条第 1 項及び第 2 項，第 58 条第 5 項，第 59 条第 3 項並びに第 61 条第 1 項の宣言
- e) 第 51 条第 2 項の合意
- f) 第 2 条第 2 項，第 20 条第 2 項，第 30 条第 8 項，第 44 条第 3 項及び第 55 条第 3 項の留保並びに第 62 条第 2 項の撤回
- g) 第 64 条の廃棄

以上の証拠として，下名は，正当に委任を受けてこの条約に署名した。

2007 年 11 月 23 日にヘーグで，ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は，オランダ王国政府に寄託するものとし，その認証謄本は，外交上の経路を通じて，ヘーグ国際私法会議の第 21 会期の時の各構成国及び同会期の他の各出席国に送付する。